

## 第8節 他法令の適用

### 1 法

- (1) 第2章（第3条～第9条の4）

すべて適用される。

ただし、法第3条～第5条の3及び第8条の2の4に関しては、優先的に第3章に基づき対応すべきである。

なお、法第8条の2の5に関しては、法第14条の4と同様に、いずれの要件でも適用される。

- (2) 第4章（第17条～第21条）

法第17条は適用されない。

それに伴い、同法第17条の2～第17条の4も適用されない。

その他の条文は、すべて適用される。

- (3) 法第4章の2（第21条の2～第21条の16の7）

すべて適用される。

### 2 姫路市火災予防条例

- (1) 第3章（第3条～第30条の2）

すべて適用される。

- (2) 第3章の2（第30条の3～第30条の8）

すべて適用される。

- (3) 第4章（第31条～第35条の3）

第31条～第33条は適用されない。

その他の条文は、すべて適用される。

- (4) 第5章（第36条～第42条）

すべて適用されない。

- (5) 第6章（第43条～第50条）

すべて適用される。

- (6) 第6章の2（第50条の2～第50条の3）

すべて適用される。

- (7) 第7章（第51条～第57条）

第55条及び第55条の2の少量危険物に関する規定並びに第56条の3は適用されない。

それ以外は適用される。

- (8) 第8章（第58条～第59条）

第58条第1号及び第2号は適用されない。

その他の条文は、適用される。